

鹿児島市シンボルマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市（以下「市」という。）のシンボルマークを使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークの目的等)

第2条 シンボルマークは、市のシティプロモーションのシンボルとして市民等の間で共有し、鹿児島ファンの拡大につなげることを目的に作られたものであり、市への誇りと愛着を持つ者が、これを使用するものとする。

(シンボルマークの仕様)

第3条 シンボルマークの仕様は、別記シンボルマーク使用ルールブックのとおりとする。

2 シンボルマークに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の届出)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、あらかじめ鹿児島市長（以下「市長」という。）に届出を行わなければならない。

2 前項の届出を行う者は、シンボルマーク使用届出書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) シンボルマークの使用内容が分かる資料又は見本

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用期間)

第5条 シンボルマークの使用期間は、前条の届出を行った日から最長3年間とし、これを超えて使用する場合は、改めて前条の届出を行わなければならない。

(届出内容の変更等)

第6条 第4条の届出を行った者が当該届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめシンボルマーク使用変更届出書（様式第2）に第4条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第7条 市長は、シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク使用届出書（様式第1）及びシンボルマーク使用変更届出書（様式第2）（以下「届出書」という。）を受理しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。

(3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。

- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用のおそれがあるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用のおそれがあるとき。
- (8) 市への誇りと愛着を持たない者が使用のおそれがあるとき。
- (9) シンボルマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) シンボルマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (11) 別記シンボルマーク使用ルールブックに定めるシンボルマークの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

（使用料）

第8条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 第4条及び第6条の届出を行った者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出が市に受理されてから使用すること。
- (2) 届出を行った使用内容にのみ使用すること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を遅滞なく提出すること。ただし、提出が困難なものにあつては、当該完成品の写真を提出すること。

（使用状況等の報告又は調査）

第10条 市長は、使用者にシンボルマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（使用の差止め）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、シンボルマーク使用差止通知書（様式第3）を送付し、シンボルマークの使用を差し止めるとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他シンボルマークの使用の継続が不適當であると認められる場合

2 使用者は、シンボルマークの使用を差し止められた場合、当該使用を差し止められた日からシンボルマークを使用できないものとする。

3 市長は、第1項の使用の差止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領による届出の受理は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用者がシンボルマークを使用して製作した物品等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要領による届出に要する費用及びシンボルマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、シンボルマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、シンボルマークを使用した商品等の瑕疵^{かし}により第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処するものとする。

3 使用者は、シンボルマークの使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、シンボルマークの利用促進等を図る観点から、第4条及び第6条の届出によるシンボルマークの使用状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要領に関する事務は、企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。